

第 6 章 新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）

6-1 適用

この章の規定は、指定自動車等について、法第 59 条第 1 項の規定による新規検査又は法第 71 条第 1 項の規定による予備検査に係る審査を行う場合（法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。）に適用する。

6-2 長さ、幅及び高さ

7-2 の規定を適用する。

6-3 最低地上高

7-3 の規定を適用する。

6-4 車両総重量

7-4 の規定を適用する。

6-5 軸重等

7-5 の規定を適用する。

6-6 安定性

7-6 の規定を適用する。

6-7 最小回転半径

7-7 の規定を適用する。

6-8 接地部及び接地圧

7-8 の規定を適用する。

6-9 原動機及び動力伝達装置

7-9 の規定を適用する。

6-10 速度抑制装置

7-10 の規定を適用する。

6-11 走行装置

7-11 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 細目告示別添 2「軽合金ディスクホイールの技術基準」に定める基準
- (2) 自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤは、下表に掲げる自動車の区分に応じて適用される基準。

この場合において、表中 (1) 及び (2) に掲げる自動車に備える空気入ゴムタイヤであって、UN R117-02-S12 に基づく「S2WR2」の添字が表示されているものは、これらの基準に適合するものとする。

ただし、次の①から⑤に掲げる自動車にあつては、細目告示別添 3「乗用車用空気入タイヤの技術基準」、細目告示別添 4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」及び細目告示別添 5「二輪車用空気入タイヤの技術基準」に定める基準に適合するものであればよいものとし、諸元表に記載されているタイヤと異なるもの（タイヤの呼び、タイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等が異なるものをいう。）が装着されている場合であつて、当該装着されているタイヤが 7-11-1 (3) ①の空気入ゴムタイヤに加わる荷重に係る規定に適合しているときは、これらの基準への適合性審査を省略することができる。

- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車であつて、次のアからエのいずれかに該当するもの

(適用関係告示第5条第4項関係)

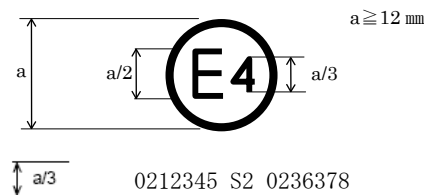
- ア 平成30年3月31日以前に製作された自動車
 - イ 平成30年4月1日から令和4年3月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - (ア) 平成30年3月31日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車
 - (イ) 平成30年4月1日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、平成30年3月31日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
 - ウ 令和4年3月31日までに製作された輸入自動車特別取扱自動車
 - エ 令和4年3月31日までに製作された自動車であって、新規検査時においてシビアスノータイヤを装着した自動車
- ② 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5t以下のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの及び被牽引自動車であって車両総重量が3.5t以下のものであって、次のアからオのいずれかに該当するもの（適用関係告示第5条第5項関係）
- ア 平成31年3月31日以前に製作された自動車
 - イ 平成31年4月1日から令和6年3月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - (ア) 平成31年3月31日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車
 - (イ) 平成31年4月1日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、平成31年3月31日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
 - ウ 令和6年3月31日までに製作された輸入自動車特別取扱自動車
 - エ 令和6年3月31日までに製作された自動車であって、新規検査時においてシビアスノータイヤを装着した自動車
- ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5tを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及び被牽引自動車であって車両総重量が3.5tを超えるものであって、次のアからオのいずれかに該当するもの（適用関係告示第5条第6項関係）
- ア 令和5年3月31日以前に製作された自動車
 - イ 令和5年4月1日から令和8年3月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - (ア) 令和5年3月31日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車
 - (イ) 令和5年4月1日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、令和5年3月31日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
 - ウ 令和8年3月31日までに製作された輸入自動車特別取扱自動車
 - エ 令和8年3月31日までに製作された自動車であって、新規検査時においてシビアスノータイヤを装着した自動車
- ④ 令和8年3月31日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（適用関係告示第5条第7項関係）
- ⑤ 平成29年12月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5tを超える自動車又は車両総重量3.5tを超える被牽引自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ及び平成30年1月1日以降に製作されたものうち平成29年12月31日以前に指定を受けたものについては、UN R54-00-S20の3.（3.2.を除く。）及び6.に適合するものであればよい。

ただし、速度区分記号がA1 から E までの空気入ゴムタイヤには適用しない。(適用関係告示第 5 条第 9 項関係)

自動車の区分	適用される基準 (強度、滑り止めの性能 保安基準第 9 条第 2 項関係)	適用される基準 (騒音の大きさ 保安基準 第 9 条第 3 項関係)
(1) 次に掲げる自動車 ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) ② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) ③ 車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車	UN R30-02-S22 の 3. (3. 2. を除く。)及び 6.	UN R117-02-S12 の 4. (4. 3. 及び 4. 4. を除く。)及び 6. (6. 1. (転がり音)及び 6. 3. (転がり抵抗)にあつては同規則に規定するステージ 2 に係る要件に限る。また、6. 1. 及び 6. 3. に代えて 8. 3. 及び 8. 4. に適合するものであつてもよい。) ただし、次に掲げるタイヤには適用しない。① UN R117 に規定するリム径の呼びが 10 以下又は 25 以上の空気入ゴムタイヤ
(2) 次に掲げる自動車 ① 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員 10 人以上のもの ② 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 3.5t 以下のもの(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) ③ 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 3.5t を超えるもの(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) ④ 車両総重量 3.5t を超える被牽引自動車	UN R54-00-S23 の 3. (3. 2. を除く。)及び 6. に限る。 ただし、速度区分記号が A1 から E までの空気入ゴムタイヤには適用しない。	② 速度区分記号が A1 から E までの空気入ゴムタイヤ ③ UN R117 に規定するプロフェッショナルオフロードタイヤとして設計されたものであつて、「POR」と表示された空気入ゴムタイヤ ④ 予備としてトランクルーム、車体の後面等に備えられている空気入ゴムタイヤ
二輪自動車、側車付二輪自動車又は三輪自動車	UN R75-00-S18 の 3. (3. 2. を除く。)及び 6. に限る。 ただし、オフロード用に設計されたものであつて、「NHS」と表示されたものには適用しない。	-

<参考 1>

UN R117-02 に基づく認可が UN R30-02 に基づく認可とともに付与されている場合の認可マークの表示例



又は

	0212345 S2WR2
	0236378

上記の認可マークは当該タイヤがオランダで、UN R117-02 に基づき認可番号 0212345 (S2 は 6. 1. の転がり音 (ステージ 2)、W は 6. 2. のウェットグリップ性能、R2 は 6. 3. の転がり抵抗 (ステージ 2) を示す。) により、また、UN R30-02 に基づき認可番号 0236378 により認可されたことを示している。

<参考 2>

シビアスノータイヤに付される記号



底部は最低 15 mm、高さは最低 15 mm

(3) 次に掲げる自動車については、それぞれに掲げる基準。

ただし、平成 30 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、適用しない。(適用関係告示第 5 条第 3 項関係)

① 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量 3.5t 以下のものに備える応急用予備走行装置については、UN R64-03-S1 の 5. 及び 6. に定める基準。

なお、視認等により応急用予備走行装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。

② 専ら乗用の用に供する自動車(車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量 3.5t 以下のものに備えるタイヤ空気圧監視装置については、UN R141-00 の 5. 及び 6. に定める基準。

なお、視認等によりタイヤ空気圧監視装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。

(4) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に取付けられている空気入りゴムタイヤは、UN R142-00-S1 の 5. に定める基準に適合すること。

この場合において、確実に取付けられている空気入りゴムタイヤにあつては、この基準に適合するものとする。

ただし、次に掲げる自動車には、適用しない。(適用関係告示第 5 条第 8 項関係)

① 令和元年 8 月 31 日以前に製作された自動車

② 令和元年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

ア 令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(空気入りゴムタイヤを備えたものに限る。)

イ 令和元年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(空気入りゴムタイヤを備えたものに限る。)であつて、令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(空気入りゴムタイヤを備えたものに限る。)と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 4 年 8 月 31 日以前のもの

6-12 操縦装置

7-12 の規定を適用する。

6-13 かじ取装置

7-13 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備えるかじ取装置については、UN R79-03-S3 の 5. 及び 6. に定める基準。

この場合において、UN R79-03-S3 に定める 2. 3. 4. 1. 3.、2. 3. 4. 1. 5. 及び 2. 3. 4. 1. 6. の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システムを備えるものについては、5. 6. の規定は適用しない。

ただし、次に掲げる自動車にあつては、(2) に適合するものであればよい。

- ① 令和 3 年 3 月 31 日以前に製作された自動車
 - ② 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - ア 令和 3 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車
 - イ 令和 3 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和 3 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車とかじ取装置（電波障害防止装置を有しないものを除く。）の性能が同一であるもの
 - ③ 令和 3 年 4 月 1 日以降に製作された自動車（令和 3 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車にあつては、令和 3 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車とかじ取装置（電波障害防止装置を有しないものに限る。）の性能が同一のもの）
 - ④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 5 年 3 月 31 日以前のもの
- (2) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備えるかじ取装置については、UN R79-02 の 5. 及び 6. に定める基準。

この場合において、UN R79-02 に定める 2. 3. 4. 1. 3.、2. 3. 4. 1. 5. 及び 2. 3. 4. 1. 6. の自動命令型操舵機能であつて運転者異常時対応システムを備えるもの並びに 2. 3. 4. 1. 4. の自動命令型操舵機能については、5. 6. の規定は適用しない。

ただし、次に掲げる自動車にあつては、(3) に適合するものであればよい。

- ① 令和元年 9 月 30 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては令和 2 年 3 月 31 日）以前に製作された自動車
- ② 令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）に製作された自動車（自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものを除く。）であつて、次に掲げるもの
 - ア 令和元年 9 月 30 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては令和 2 年 3 月 31 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車
 - イ 令和元年 10 月 1 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては令和 2 年 4 月 1 日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和元年 9 月 30 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては令和 2 年 3 月 31 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車とかじ取装置の性能が同一のもの
- ③ 令和元年 10 月 1 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては令和 2 年 4 月 1 日）以降に製作された自動車（自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものに限る。）であつて、次に掲げるもの。
 - ア 令和元年 9 月 30 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては令和 2 年 3 月 31 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車
 - イ 令和元年 10 月 1 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては令和 2 年 4 月 1 日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和元年 9 月 30 日（赤色の光学警報信号を表示することが

できない自動車にあつては令和2年3月31日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車とかじ取装置(自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものを除く。)の性能が同一のもの

- ④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和3年3月31日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては令和5年3月31日)以前のもの
- (3) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)に備えるかじ取装置については、UN R79-01-S5の5.(5.1.6.1.を除く。)及び6.に定める基準。

ただし、次に掲げる自動車については、この限りでない。

- ① 令和元年6月30日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて車両総重量5tを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量12tを超えるもの及び被牽引自動車(平成29年7月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)(適用関係告示第7条第7項関係)
- ② 平成30年6月30日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車であつて車両総重量5tを超えるもの及び被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量12t以下のもの(平成28年7月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)(適用関係告示第7条第8項関係)

[量産型超小型モビリティの特例]

- (4) 量産型超小型モビリティのかじ取装置は、6-13の規定に係る審査において、7-13-1-3(3)の規定にかかわらず、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R12-04-S5の5.(5.5.を除く。)及び6.に適合するものであればよい。

この場合において、UN R12-04-S5の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94の附則3の4.又はUN R137の附則3の4.の規定中、「56+1 km/h」又は「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第7条第14項関係)

6-14 施錠装置等

7-14の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 細目告示別添7「四輪自動車等の施錠装置の技術基準」及び細目告示別添8「二輪自動車等の施錠装置の技術基準」に定める基準

6-15 トラック・バスの制動装置

7-15の規定を適用する。

6-16 乗用車の制動装置

7-16の規定を適用する。

6-17 二輪車の制動装置

7-17の規定を適用する。

6-18 大型特殊自動車等の制動装置

7-18の規定を適用する。

6-19 被牽引自動車の制動装置

7-19の規定を適用する。

6-20 衝突被害軽減制動制御装置

7-20の規定を適用する。

6-21 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置

7-21の規定を適用する。

6-22 緩衝装置

7-22の規定を適用する。

6-23 燃料装置

7-23の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の燃料タンク及び配管については、UN R34-03-S2の5.及び6.又は燃料タンクにUN R34-03-S2のパートⅢに基づくⓂマークを有するものにあつては、UN R34-03-S2の13.に定める基準。

ただし、次に掲げる自動車には適用しない。（適用関係告示第12条第3項関係）

- ① 平成30年8月31日以前に製作された自動車
 - ② 平成30年9月1日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - ア 平成30年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車
 - イ 平成30年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成30年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法が同一であるもの
- (2) (1)に規定するUN R34の5.の審査において、次の各号に掲げる事項にあつては、それぞれに掲げる審査方法とすることができる。

- ① UN R34の5.2.は、燃料タンク及び燃料タンクに直接取付けられた部品に加工がなく、ボルト等により確実に固定されていなければならない。（燃料タンクがUN R34-03-S2に適合している場合に限る。）
- ② UN R34の5.4.は、通気口及び給油口付近に排気管がないものであればよい。
- ③ UN R34の5.5.及び5.6.は、燃料タンクが客室に設置されていないものであればよい。
- ④ UN R34の5.7.は、燃料タンクが堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取り付けられているものであればよい。
- ⑤ UN R34の5.8.は、給油口が、客室、荷物室又はエンジンルームの中に位置しないものであればよい。
- ⑥ UN R34の5.10.は、燃料タンクの前後の近傍に鋭利な端部等がないものであればよい。
- ⑦ UN R34の5.11.は、55℃未満の引火点を有する燃料を搭載する燃料タンクにあつては、適切な電荷放散措置が施されているもの。

この場合において、ボディアース等が確認できるものであればよい。

[量産型超小型モビリティの特例]

- (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする量産型超小型モビリティの燃料タンク及び配管は、6-23の規定に係る審査において、7-23-1-2(3)の規定にかかわらず、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第12条第12項、第13項関係）

- ① UN R137-01-S3の5.2.6.及び5.2.7.に適合すること。
この場合において、UN R137の附則3の4.の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。
- ② UN R34-03-S2の8.及び9.6.に適合すること。
ただし、燃料タンク及び配管がUN R34-03-S2の5.及び6.又は13.に適合するものであるときは、UN R34-03-S2の8.1.1.は適用しない。
- ③ UN R153-00-S1の5.2.1.（5.2.1.3.から5.2.1.5.を除く。）に適合すること。
- ④ UN R94-03-S2の5.2.6.及び5.2.7.に適合すること。
この場合において、UN R94の附則3の4.の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。
- ⑤ UN R95-04の5.3.6.に適合すること。

6-24 発生炉ガスの燃料装置

7-24の規定を適用する。

6-25 高圧ガスの燃料装置

7-25 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 細目告示別添 18「自動車燃料ガス容器取付部の技術基準」及び細目告示別添 19「自動車燃料ガス容器の気密・換気の技術基準」に定める基準

[量産型超小型モビリティの特例]

- (2) 圧縮水素ガスを燃料とする量産型超小型モビリティのガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、6-25 の規定に係る審査において、7-25-1-2 (2) の規定にかかわらず、当該自動車衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 17 項、第 18 項関係)

- ① UN R137-01-S3 の附則 3 に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4. 及び 3.1.2.6. から 3.1.2.8. までに定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3 の 7.2.1. から 7.2.3. までに適合すること。

この場合において、UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。

- ② UN R34-03-S2 の附則 4 (2.7.2. を除く。) 又は細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.2. に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3 の 7.2.1. から 7.2.3. までに適合すること。

この場合において、同別添 3.2.4. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は UN R134-00-S3 (附則 5 の 1. 及び 2. に限る。) に定める方法とする。」と読み替えるものとする。

- ③ UN R134-00-S3 の 7.2. に適合すること。

この場合において、UN R134-00-S3 の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。

- ④ UN R94-03-S2 の附則 3 の 1.、3. 及び 4. に定める方法及び UN R134-00-S3 の附則 5 に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3 の 7.2.1. から 7.2.3. までに適合すること。

この場合において、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。

6-26 電気装置

7-26 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える電気装置については、UN R100-02-S4 の 5. 及び 6. (7-26-1-1 (4) の自動車にあっては、UN R100-02-S4 の 5. 及び 6. 若しくは UN R136-00 の 5. 及び 6.) に定める基準。

なお、UN R100-02-S4 の 6.4. については、原動機用蓄電池を備えた自動車に限り適用する。

ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。

- ① 次に掲げる自動車にあっては、平成 23 年 6 月 23 日付け国土交通省告示第 670 号による改正前の細目告示別添 110「電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 14 条第 4 項関係)

ア 平成 28 年 6 月 22 日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成 26 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車及び燃料電池自動車を除く。）

イ 平成 26 年 6 月 22 日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（燃料電池自動車を除く。）以外の自動車を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車（燃料電池自動車を除く。）としたものであって、当該改造等が行われた後、平成 24 年 7 月 1 日から平成 26 年 6 月 22 日までに初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるもの

- ② 次に掲げる自動車にあっては、平成 25 年 7 月 12 日付け国土交通省告示第 726 号による改正前に定める基準。(適用関係告示第 14 条 11 項関係)
- ア 平成 28 年 7 月 14 日以前に製作された自動車(電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものであって、当該改造等が行われた後、平成 28 年 7 月 15 日以降に初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるものを除く。)
- イ 平成 28 年 7 月 14 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成 28 年 7 月 15 日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。)
- ウ 平成 28 年 7 月 15 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成 28 年 7 月 14 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。)
- (2) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車に限る。)に備える電気装置については、UN R136-00 の 5. 及び 6. に定める基準。
- ただし、次に掲げる自動車には適用しない。
- ① 令和 2 年 1 月 19 日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車であって、次に掲げるもの以外のもの
- ア 平成 30 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車
- イ 平成 30 年 1 月 20 日以降の新型届出自動車であって電力により作動する原動機を有するもの(平成 30 年 1 月 20 日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。)
- ウ 平成 30 年 1 月 20 日以降の輸入自動車特別取扱自動車であって電力により作動する原動機を有するもの(平成 30 年 1 月 20 日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。)
- ② 令和 2 年 1 月 19 日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。)以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車とした自動車であって、当該改造等が行われた後、令和 2 年 1 月 19 日までに初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるもの

[量産型超小型モビリティの特例]

- (3) 電力により作動する原動機を有する量産型超小型モビリティは、6-26 の規定に係る審査において、7-26-1-2 (2) の規定にかかわらず、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 21 項関係)
- ① UN R137-01-S3 の 5.2.8. に適合すること。
この場合において、UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。
- ② UN R95-04 の 5.3.7. に適合すること。
- ③ UN R153-00-S1 の 5.2.2. に適合すること。
- ④ UN R12-04-S5 の 5.5. 又は UN R94-03-S2 の 5.2.8. に適合すること。
この場合において、UN R12-04-S5 又は UN R94-03-S2 の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94 の附則 3 の 4. 又は UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」又は「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。
- ⑤ 原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6.4. に適合すること。
この場合において、UN R100-02-S4 の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。
なお、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないように確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6.4.1. に適合するものとする。

6-27 サイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システム

7-27 の規定を適用する。

6-28 車枠及び車体

7-28 の規定を適用する。

6-29 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

7-29 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

[量産型超小型モビリティの特例]

- (1) 量産型超小型モビリティの車枠及び車体は、6-29 の規定に係る審査において、7-29-1 (1) の規定にかかわらず、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-01-S3 の 5. (5.2.6. から 5.2.8. ままでを除く。) 及び 6. に適合するものであればよい。

この場合において、UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 15 条第 33 項関係)

6-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

7-30 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

[量産型超小型モビリティの特例]

- (1) 量産型超小型モビリティの車枠及び車体は、6-30 の規定に係る審査において、7-30-1 (1) の規定にかかわらず、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-03-S2 の 5. (5.2.6. から 5.2.8. ままでを除く。) 及び 6. に適合するものであればよい。

この場合において、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 15 条第 33 項関係)

6-31 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

7-31 の規定を適用する。

6-32 ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

7-32 の規定を適用する。

ただし、量産型超小型モビリティにあっては、6-32 の規定に係る審査において、7-32 の規定を適用しないことができる。(適用関係告示第 15 条第 34 項)

6-33 車枠及び車体の歩行者保護性能

7-33 の規定を適用する。

6-34 バスの車両転覆時の車枠及び車体の乗員保護性能

7-34 の規定を適用する。

6-35 車体表示

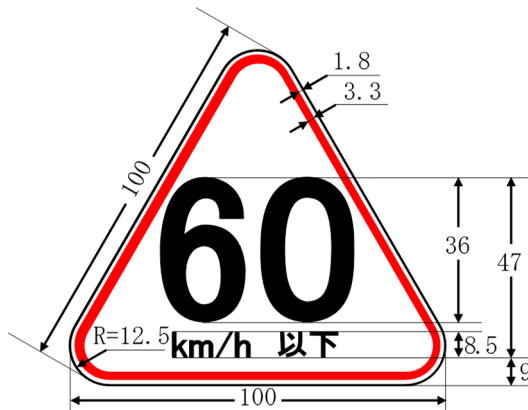
7-35 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

[量産型超小型モビリティの特例]

- (1) 量産型超小型モビリティにあって、前面衝突試験に係る試験速度について、UN R94 の附則 3 の 4. 若しくは UN R137 の附則 3 の 4. の試験速度を、「40+1 km/h」と読み替えて適用したもの又はポールとの側面衝突試験について、UN R135 の技術的な要件を適用しないものは、次の様式による標識を車体後面の見やすい位置に表

示しなければならない。(適用関係告示第7条第14項、第12条第12項、第13項、第13条第17項、第18項、第14条第21項、第15条第33項、第34項、第20条第25項関係)

様式



備考

- ① 縁線の色は赤色であり、赤色で反射するものとする。
- ② 縁及び地の色は白色であり、白色で反射するものとする。
- ③ 文字の色は黒色とする。
- ④ 寸法の単位は、ミリメートルとする。

6-36 巻込防止装置

7-36の規定を適用する。

6-37 突入防止装置

7-37の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量 3.5t を超えるもの(牽引自動車を除く。))に限る。)及びポール・トレーラの後面に備える突入防止装置については、UN R58-02-S3 の 16. 又は 25. に定める基準。

この場合において、次に掲げる基準に適合する突入防止装置は、この基準に適合するものとする。

ただし、平成 24 年 7 月 10 日までに製作された自動車にあっては、UN R58-02-S3 の 16. 又は 25. にかかわらず、平成 20 年 7 月 7 日付け国土交通省告示第 869 号による改正前の細目告示別添 26「突入防止装置取付装置等の技術基準」に適合するものであればよい。(適用関係告示第 17 条第 6 項関係)

- ① 空車状態においてその下縁の高さが地上 550mm 以下となるように取付けられていること。
- ② その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して対称の位置に取付けられていること。
- ③ その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外縁の 100mm までの間にあるよう取付けられていること。
- ④ UN R58-02 の 7. に従って突入防止装置の試験荷重を负荷した全ての点において測定した変位量が、突入防止装置の平面部と空車状態において地上 1500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 400mm を超えないよう取付けられていること。

この場合において、突入防止装置の平面部と空車状態において地上 1500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 350mm 以内であって取付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取付けられているものは、この基準に適合するものとする。

- ⑤ 車両後部に貨物を積卸しする昇降装置が取付けられた自動車であって、昇降装置の支柱が可動するため突入防止装置を分割する場合には、次の基準を満たすこと。

ア 昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25mm 未満であること。

イ 昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置について、車両中心面と直交する鉛直面による断面の有効面積が 350cm² 以上であること。

ただし、幅が 2,000mm 未満の自動車にあっては、この限りでない。

- ⑥ 振動、衝撃等により緩み等生じないように確実に取付けられていること。

- (2) 自動車(貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及びポール・トレーラ、

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車、牽引自動車を除く。)の後面に備える突入防止装置は、UN R58-03-S2 の2.3.(a)又は(b)、若しくは7-37-1(1)①から③に定める基準。

ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。(適用関係告示第17条第10項関係)

- ① 令和元年8月31日以前に製作された自動車
 - ② 令和元年9月1日から令和3年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 令和元年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車
 - イ 令和元年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、令和元年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と後方からの突入防止に係る性能が同一であるもの
 - ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和3年8月31日以前のもの
- (3) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)、牽引自動車を除く。)の後面に備える突入防止装置は、UN R58-03-S2の16.又は25.1.から25.4.まで及び25.7.に定める基準。

ただし、UN R58-03-S2の16.4.及び25.7.中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。

この場合において、突入防止装置の平面部から車体後面までの水平距離及び下縁の高さにあっては、次の基準に適合するものであればよい。

- ① 突入防止装置の平面部から車体後面(車体後面からの突出量が50mm以上のフック、ヒンジ等の付属物を有する自動車にあっては当該付属物の後端から前方50mm)までの水平距離は、次に掲げる基準に適合するものであればよい。
 - ア 車両総重量が8t以下の自動車(被牽引自動車を除く。)にあっては試験荷重を負荷した状態で400mm以下
 - イ 被牽引自動車(コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの(荷台が傾斜するものを除く。)に限る。)にあっては、試験荷重を負荷しない状態で200mm以下、かつ、試験荷重を負荷した状態で300mm以下
 - ウ ア及びイ以外の自動車にあっては試験荷重を負荷しない状態で300mm以下、かつ、試験荷重を負荷した状態で400mm以下
- ② 突入防止装置の下縁の高さは、空車状態において地上450mm以下(油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備える自動車以外の自動車にあっては地上500mm以下)となるように取付けられていること。

ただし、次に掲げる自動車にあっては、地上550mm以下であればよい。

 - ア 自動車の最後部の車軸中心から突入防止装置の平面部までの水平距離が2,550mm(油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備える自動車以外の自動車にあっては2,260mm)を超えるもの
 - イ コンクリート・ミキサー車
 - ウ ダンプ車
 - エ 2以上の車軸に動力を伝達することができる動力伝達装置を備える自動車
 - オ 突入防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために突入防止装置を装着することが困難な自動車
- ③ 次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。(適用関係告示第17条第10項関係)
 - ア 令和元年8月31日以前に製作された自動車
 - イ 令和元年9月1日から令和3年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - (ア) 令和元年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車
 - (イ) 令和元年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、令和元年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と後方からの突入防止に係る性能が同一であるもの
 - ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和3年8月31日以前のもの

6-38 前部潜り込み防止装置

7-38 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 細目告示別添 108「前部潜り込み防止装置取付装置等の技術基準」に定める基準。

ただし、平成 23 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、適用しない。(適用関係告示第 17 条の 2 関係)

6-39 連結装置

7-39 の規定を適用する。

6-40 乗車装置

7-40 の規定を適用する。

6-41 運転者席

7-41 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える運転者席については、UN R125-01-S1 の 5. 及び 6. に定める基準。

ただし、平成 30 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（平成 28 年 11 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 28 年 10 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）については、細目告示別添 29「直接前方視界の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。

この場合において、ドアバイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。）については遮へい物とみなさないものとし、特種用途自動車（路上試験車及び教習車に限る。）及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保するための後写鏡にあつては、UN R125-01-S1 の 5. 1. 3. に定める間接視界装置として取扱うものとする。（細目告示第 27 条第 1 項、適用関係告示第 18 条の 2 関係）

- (2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5t 以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える運転者席については、細目告示別添 29「直接前方視界の技術基準」に掲げる基準。

6-42 座席

7-42 の規定を適用する。

6-43 補助座席定員

7-43 の規定を適用する。

6-44 座席ベルト等

7-44 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、次に掲げる座席の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置はそれぞれに掲げる基準。

- ① 7-44-2 (7) に規定する座席ベルトの取付装置については、UN R14-09-S1 の 5.、6. 及び 7. に定める基準。

この場合において、UN R14-09-S1 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができ、同別添 3. 1. 中「22, 300N(後向き座席にあつては 8, 900N、バス等に備える座席にあつては 2, 940N)」とあるのは「2, 940N」と、3. 2. 中「13, 500N (後向き座席にあつては 5, 400N、バス等に備える座席にあつては 2, 940N)」とあるのは「2, 940N」と、4. 1. 2. 1. 中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。

ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあっては、7-44-2 (2) ②に適合すればよい。

- ② 7-44-2 (9) に規定する座席ベルトについては、UN R16-08-S1 の 6. 及び 7. に定める基準。

ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、7-44-2 (5) ①から⑤までに定める基準に適合すればよい。

この場合において、UN R16-08-S1 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32 「座席ベルトの技術基準」によることができる。

- (2) 次に掲げる自動車にあっては、(1) ② 「UN R16-08-S1」を「UN R16-07-S3」と読み替えて適用する。（適用関係告示第 20 条第 24 項関係）

- ① 令和 2 年 8 月 31 日以前に製作された自動車
- ② 令和 2 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた多仕様自動車
 - イ 令和 2 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた多仕様自動車と座席ベルトに係る性能が同一であるもの
- ③ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車のうち、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、UN R16-08-S1 (8.1.8. に限る。) の適用を受けないもの
- ④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 8 月 31 日以前のもの

[量産型超小型モビリティの特例]

- (3) 量産型超小型モビリティの座席ベルトは、6-44 の規定に係る審査において、7-44-2 (4) の規定にかかわらず、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれ少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-08-S1 の 6.、7. 及び 8.1. から 8.3.6. までに適合するものであればよい。

この場合において、UN R16-08-S1 の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのを、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。（適用関係告示第 20 条第 25 項関係）

6-45 座席ベルト非装着時警報装置

7-45 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、UN R16-08-S1 の 8.4. (8.4.1.3. を除く。）に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種類
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの	運転者席及びその他の座席
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの	運転者席及びこれと並列の座席

- ① 補助座席に備える座席ベルト

- ② UN R16-08-S1 の 2. 1. 4. に定める座席ベルト
 - ③ キャンピング車及び霊柩車に備える座席であって運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に備える座席ベルト
 - ④ 高齢者、障害者等が移動のため車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び患者輸送車に備える座席に備える座席ベルト
 - ⑤ またがり式の座席に備える座席ベルト
 - ⑥ 専ら座席の用に供する床面以外の床面（荷台及び通路を除く。）に設けられる容易に折り畳むことができる座席（座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）に備える座席ベルト
 - ⑦ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる 1 人用の座席に備える座席ベルト
 - ⑧ 非常口付近に備えられた座席に備える座席ベルト
 - ⑨ 幼児用座席及び座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことができる座席に備える座席ベルト
 - ⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席及び UN R16-08-S1 の 15. 4. 2. に定める座席に備えるもの
 - ア 令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された自動車
 - イ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - (ア) 令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車
 - (イ) 令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの
 - (ウ) 次のいずれかに該当することが書面等により確認できる自動車であって、座席ベルト非装着時警報装置に係る性能について変更のないもの
 - (a) UN R16 に基づく認可証（写しをもって代えることができる。）を有する自動車
 - ・ UN R16-06 のものに限る。
 - (b) UN R16 に基づく㊟マークを有する自動車
 - ・ UN R16-06 のものに限る。
 - (c) (a) 又は (b) の自動車と同一の構造を有するもの
 - (d) 諸元表により UN R16-06 に適合していることが確認できる自動車と同一の構造を有するもの
- (2) 次に掲げる自動車については、(1) にかかわらず (3) の規定を適用する。
 - ① 令和 2 年 8 月 31 日以前に製作された自動車
 - ② 令和 2 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車
 - イ 令和 2 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの
- (3) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車に備える座席ベルト非装着時警報装置については、UN R16-06-S7 の 8. 4. (8. 4. 1. 1. を除く。) に定める基準、小型自動車又は軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車を除く。）に備える座席ベルト非装着時警報装置については、細目告示別添 33 「運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準」に定める基準。
ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。
 - ① 平成 20 年 8 月 31 日までに製作された自動車〔平成 17 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車（平成 17 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車から、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値以外に型式を区別する事項について変更されていないものを除く。）を除く。〕について

ては、平成 17 年 3 月 10 日付け国土交通省告示第 254 号による改正前の基準。(適用関係告示第 20 条第 7 項関係)

- ② 平成 20 年 9 月 1 日〔平成 17 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車（平成 17 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車から、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値以外に型式を区別する事項について変更がされていないものを除く。）については指定を受けた日〕から平成 26 年 2 月 2 日までに製作された自動車については、平成 20 年 2 月 1 日付け国土交通省告示第 89 号による改正前の細目告示別添 33「運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 20 条第 9 項関係)
- ③ 平成 24 年 7 月 21 日〔貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成 28 年 7 月 21 日（平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。）〕以前に製作された自動車については、「UN R16-06-S7」を「UN R16-05-S1」と読み替えることができる。(適用関係告示第 20 条第 12 項関係)
- ④ 次に掲げる自動車にあつては、「UN R16-06-S7」を「UN R16-05-S4」と読み替えることができる。(適用関係告示第 20 条第 14 項関係)
 - ア 平成 27 年 6 月 9 日以前に製作された自動車
 - イ 平成 27 年 6 月 10 日以降に製作された自動車（座席ベルトに係る性能が平成 27 年 6 月 9 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と同一であるものに限る。）

6-46 頭部後傾抑止装置等

7-46 の規定を適用する。

6-47 年少者用補助乗車装置等

7-47 の規定を適用する。

6-48 通路

7-48 の規定を適用する。

6-49 立席

7-49 の規定を適用する。

6-50 乗降口

7-50 の規定を適用する。

6-51 非常口

7-51 の規定を適用する。

6-52 物品積載装置

7-52 の規定を適用する。

6-53 高圧ガス運送装置

7-53 の規定を適用する。

6-54 窓ガラス

7-54 の規定を適用する。

6-55 窓ガラス貼付物等

7-55 の規定を適用する。

6-56 騒音防止装置

7-56 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）については、細目告示別添 39「定常走行騒

音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値及び細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値がそれぞれ次表の定常走行騒音及び加速走行騒音の欄に掲げる値を超えない構造であること。

自動車の種別			騒音の大きさ	
			定常 走行騒音	加速 走行騒音
三輪自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの	全輪駆動車、セミトレーラを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車	83	82
		全輪駆動車、セミトレーラを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車以外のもの	82	81
	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のもの	全輪駆動車	80	81
		全輪駆動車以外のもの	79	80
車両総重量が 3.5t 以下のもの		74	76	
三輪自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車に限る。）			72	76
側車付二輪自動車			72	73

- (2) 二輪自動車（平成 28 年 12 月 31 日以前に製作された二輪自動車（平成 26 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）を除く。）は、UN R41-04-S8（令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあっては、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であってもよい。）の 6.（6.2. 及び 6.3. の規定にかかわらず、8.2. 及び 8.3. の規定に適合する構造であってもよい。）に適合する構造であること。

なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg の範囲にあればよい。

- (3) 平成 28 年 12 月 31 日以前に製作された二輪自動車（平成 26 年 1 月 1 日以降の騒音防止装置指定自動車以外の新型自動車及び輸入自動車特別取扱自動車に限る。）については（2）の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する構造であること。（適用関係告示第 27 条第 25 項関係）

- ① 細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値が 72dB を超える騒音を発しない構造であること。
- ② 細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 73dB を超える騒音を発しない構造であること。

- (4) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S6 の 6.（6.2.1.2. を除き、6.2.2. にあってはフェーズ 2 に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であること。

ただし、UN R51-03-S6 の 6.2.1.1. 及び 6.2.2. の規定にかかわらず、8.1.2. の規定に適合する構造であればよいものとする。

なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。

ただし、次に掲げる自動車については、この限りでない。（適用関係告示第 27 条第 28 項関係）

- ① 平成 28 年 9 月 30 日以前に製作された自動車
- ② 平成 28 年 10 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては令和 5 年 8 月 31 日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの
 - ア 平成 28 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車
 - イ 平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、平成 28 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定

める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

- ③ 令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前に製作された輸入自動車
- (5) 7-56-2-3 (5) の基準は適用しない。
- (6) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は（4）の規定中 UN R51-03-S6 を UN R51-03-S2 に読み替えることができる。（適用関係告示第27条第32項関係）
- ① 平成30年10月15日以前に製作された自動車
- ② 平成30年10月16日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの
- ア 平成30年10月15日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車
- イ 平成30年10月16日から令和2年4月15日までの型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、平成30年10月15日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
- ウ 令和2年4月16日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和2年4月15日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和2年4月15日以前のもの
- (7) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は（4）の規定中フェーズ2をフェーズ1に読み替えることができる。
- ただし、技術的最大許容質量が2.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員9人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が660cm³を超え1495cm³未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で0.3mから1.5mまでの間に位置し、地面からのRポイントの高さが0.8m以上あるものであつて、後輪駆動であるものにあつては、UN R51-03-S6の6.2.1.1.に定める方法により測定した加速走行騒音の値が74dBを超えない構造であればよい。（適用関係告示第27条第29項関係）
- ① 平成28年9月30日以前に製作された自動車
- ② 平成28年10月1日から令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）までに製作された自動車であつて次に掲げるもの
- ア 令和2年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和4年8月31日）以前の型式指定自動車及び新型届出自動車
- イ 令和2年9月1日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和4年9月1日）以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であつて、令和2年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和4年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
- ③ 令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前に製作された輸入自動車
- (8) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は（4）の規定中 UN R51-03-S6 を UN R51-03-S5 に読み替えることができる。（適用関係告示第27条第33項関係）
- ① 令和2年9月24日以前に製作された自動車
- ② 令和2年9月25日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの
- ア 令和2年9月24日以前に指定を受けた型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自

自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車

イ 令和2年9月25日から令和3年9月24日までの型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和2年9月24日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

ウ 令和3年9月25日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和3年9月24日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和3年9月24日以前のもの

6-57 排出ガス等発散防止装置

7-57の規定を適用する。

6-58 排気管からの排出ガス発散防止性能

7-58の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) 自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量が3.5tを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のものを除く。）については、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するWHSCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物（大気開放するブローパイ・ガスを含む。）に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に、同別添に規定するWHSCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値又は同別添に規定するハイブリッド用過渡試験サイクルにより運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）が、一酸化炭素については2.95、非メタン炭化水素については0.23、窒素酸化物については0.7、粒子状物質については0.013を超えないものであること。

ただし、次に掲げる自動車にあつては、(2)に適合するものであればよい。

- ① 令和6年9月30日（車両総重量が3.5tを超え7.5t以下のものにあつては、令和8年9月30日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、令和4年10月1日（車両総重量が3.5tを超え7.5t以下のものにあつては令和6年10月1日）以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）
 - ② 新たに運行の用に供する多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和6年9月30日（車両総重量が3.5tを超え7.5t以下のものにあつては、令和8年9月30日）以前もの
- (2) 自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量が3.5tを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のものを除く。）については、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するWHSCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物（大気開放するブローパイ・ガスを含む。）に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に、同別添に規定するWHSCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については2.95、非メタン炭化水素については0.23、窒素酸化物については0.7、粒子状物質については0.013を超えないものであること。

ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。

- ① 車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下のものであって令和元年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 30 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 30 年 9 月 30 日以前に平成 28 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）
 - ② 車両総重量が 7.5t を超えるもの（③の自動車を除く。）であって平成 29 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 28 年 9 月 30 日以前に平成 28 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）
 - ③ 第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量 7.5t を超えるものであって平成 30 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 29 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 29 年 9 月 30 日以前に平成 28 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）
- (3) 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させないものとして、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準。

この場合において、排出ガスにかかわる原動機制御の改変を行っていないもの又は①から③までに適合する排出ガスにかかわる装置一式を載せ換えたものは、この基準に適合するものとみなす。

ただし、大型特殊自動車にあっては、この基準は適用しない。

- ① 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量が 3.5t を超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下のものを除く。）については、細目告示別添 116「オフサイクル時のディーゼル重量車排出ガスの制御に関する技術基準」に定める基準。

ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。

- ア 平成 29 年 8 月 31 日（第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量 7.5t を超えるもの）にあっては平成 30 年 8 月 31 日、車両総重量 3.5t を超え 7.5t 以下のもの（輸入自動車以外の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）（適用関係告示第 28 条第 169 項）
- イ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が平成 29 年 8 月 31 日（第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量 7.5t を超えるもの）にあっては平成 30 年 8 月 31 日、車両総重量 3.5t を超え 7.5t 以下のもの（輸入自動車以外の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）（適用関係告示第 28 条第 169 項）
- ウ 平成 25 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって平成 27 年 2 月 28 日までに製作されたもの（適用関係告示第 28 条第 1 項第 13 号）
- エ 平成 25 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日（第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量 7.5t を超えるもの）にあっては平成 29 年 9 月 30 日、車両総重量 3.5t を超え 7.5t 以下のもの（輸入自動車以外の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって次に掲げる基準に適合するもの。

ただし、平成 28 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び新型届出自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）を除く。（適用関係告示第 28 条第 169 項）

- (ア) 細目告示別添 41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する JE05 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、同 JE05 モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については 2.22、非メタン炭化水素については 0.17、窒素酸化物については 0.7、粒子状物質については 0.010 を超えないものであること。

この場合において、入力する自動車の諸元及び当該自動車の原動機の諸元に関する情報は、細目告示別添 41「重量車排出ガスの測定方法」別紙 3 の 1.1. に規定する自動車の諸元及び当該自動車の原動機の諸元に関する情報にかかわらず、燃費算定等に関する告示第 2 条に定める JE05 モード法において入力するものを使用すること。

- (イ) 細目告示別添 41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する JE05 モード法により運行する場合

に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を用いて、次式により算出した燃費値が、燃費算定等に関する告示第2条に定める都市内走行モード燃費値に0.97を乗じた値以上であること。

この場合において、入力する自動車の諸元及び当該自動車の原動機の諸元に関する情報は、細目告示別添41「重量車排出ガスの測定方法」別紙3の1.1.に規定する自動車の諸元及び当該自動車の原動機の諸元に関する情報にかかわらず、燃費算定等に関する告示第2条に定めるJE05モード法において入力するものを使用すること。

(算式)

$$F = \frac{862 \times \rho}{(0.429 \times \text{COmass} + 0.862 \times \text{THCmass} + 0.273 \times \text{CO}_2\text{mass})/L}$$

F	: 燃費値 (km/L)
ρ	: 燃料温度 288K (15°C) における燃料密度 (g/cm ³)
COmass	: JE05 モード法の一酸化炭素の排出量 (g/test)
THCmass	: JE05 モード法の全炭化水素の排出量 (g/test)
CO ₂ mass	: JE05 モード法の二酸化炭素の排出量 (g/test)
L	: 都市内走行モード1サイクルの走行距離 (13.892km)

オ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が平成25年10月1日から平成28年9月30日（第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量7.5tを超えるものにあつては平成29年9月30日、車両総重量3.5tを超え7.5t以下のものにあつては平成30年9月30日）以前のもののうち、エ(ア)～(イ)に掲げる基準に適合するもの。

ただし、平成28年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び新型届出自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）を除く。（適用関係告示第28条第169項）

② 軽油以外を燃料とする自動車については次に掲げる場合を除き、原動機の回転速度その他の当該自動車の状況に応じた当該装置の機能を著しく低下させる制御を行わないこと。

ただし、平成27年11月19日以前の型式指定自動車、新型届出自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。

ア 原動機始動時

イ 原動機の損傷を防止し、安全な運行を確保するために必要なとき

ウ 細目告示別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJE05モード法、細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC08Hモード法及びJC08Cモード法又はWLTCモード法若しくは細目告示別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定するWMTCモード法により走行するとき

③ 自動車（①及び②に掲げるものを除く。）については②に掲げる基準及び別添119「路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準」に定める基準。

ただし、次に掲げる自動車（軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて、車両総重量が3.5t以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のものに限る。）については、②の基準に適合するものであればよい。

ア 令和4年9月30日以前に製作された自動車

イ 令和4年10月1日から令和6年9月30日までに製作された自動車であつて、次に掲げる自動車

(ア) 令和4年9月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

(イ) 令和4年10月1日以降の型式指定自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて、令和4年9月30日以前の型式指定自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

(ウ) 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和6年9月30日以前のもの

6-59 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

7-59 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）にあつては、細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、細目告示別添 115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準。

ただし、ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車であつて、令和 8 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 6 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、細目告示別添 115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」のうち、Ⅲ. 2. 3. 4. 1. の規定は適用せず、Ⅲ. 2. 5. に規定される OBD 閾値を次のとおり読み替えて適用する。（適用関係告示第 28 条第 1 項第 20 号及び第 188 項関係）

- ① 総排気量が 0.125 リットルを超え、かつ、最高速度が 130km/h 未満の二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、CO については 2.170g/km、THC については 1.400g/km、NOx については、0.350g/km
 - ② 総排気量が 0.125 リットルを超え、かつ、最高速度が 130km/h 以上の二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、CO については 2.170g/km、THC については 0.630g/km、NOx については、0.450g/km
- (2) ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車であつて、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、(1) の規定にかかわらず、令和元年 10 月 3 日付け国土交通省告示第 589 号による改正前の細目告示別添 115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合するものであればよい。（適用関係告示第 28 条第 187 項関係）

6-60 ブローパイ・ガス還元装置

7-60 の規定を適用する。

6-61 燃料蒸発ガス発散防止装置

7-61 の規定を適用する。

6-62 冷房装置の導管等

7-62 の規定を適用する。

6-63 排気管

7-63 の規定を適用する。

6-64 窒素酸化物排出自動車等の特例

7-64 の規定を適用する。

6-65 走行用前照灯

7-65 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) (2) 及び (3) に掲げる自動車以外の自動車にあつては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」（前部反射器を備えた自動車にあつては、令和 2 年 12 月 25 日付け国土交通省告示第 1021 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」）に定める基準。

ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。

- ① 平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車以外の自動車の前照灯等、前部霧灯、側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、側方反射器、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器及び非常点滅表示灯については、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」3.23. の規定は適用しない。
- ② 平成 22 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第

714号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.5.4.1.の規定は適用しない。

また、同規定4.5.5.については平成17年11月9日付け国土交通省告示第1337号による改正前の規定に適合するものであればよい。

- ③ 平成24年12月31日以前に製作された自動車の前部反射器及び後部反射器については、令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」3.19.の規定にかかわらず、平成17年11月9日付け国土交通省告示第1337号による改正前の基準3.19.の規定に適合するものであればよい。
- ④ 平成27年12月31日以前に製作された自動車については、令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.5.3.の規定にかかわらず、後退灯の数は2個以下であればよい。
- ⑤ 平成23年12月31日以前に製作された自動車の尾灯については、令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の4.12.3.の規定にかかわらず、平成18年3月27日付け国土交通省告示第381号による改正前の基準の4.12.3.の規定に適合するものであればよい。
- ⑥ 平成23年12月31日以前に製作された自動車の制動灯については、令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.9.3.1.の規定にかかわらず、平成18年3月27日付け国土交通省告示第381号による改正前の基準4.9.3.1.の規定に適合するものであればよい。
- ⑦ 平成23年12月31日以前に製作された自動車の方向指示器については、令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.6.4.2.の規定にかかわらず、平成18年3月27日付け国土交通省告示第381号による改正前の基準4.6.4.2.の規定に適合するものであればよい。
- ⑧ 平成23年12月31日以前に製作された自動車の再帰反射材については、令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.22.の規定にかかわらず、平成18年10月5日付け国土交通省告示第1203号による改正前の基準4.22.の規定に適合するものであればよい。
 この場合において、自動車の構造上、再帰反射材を取付けることが困難な自動車にあっては、同基準4.22.3.3.中「80%以上」とあるのは「60%以上（特別に複雑な自動車の設計又は附属品を有するもの）にあっては少なくとも40%以上）」と読み替えることができる。
- ⑨ 平成23年12月31日以前に製作された自動車の再帰反射材であって、自動車の構造上、再帰反射材を取付けることが困難なものについては、令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.22.5.1.2.及び4.22.5.2.2.中「80%以上」とあるのは「60%以上（特別に複雑な自動車の設計又は附属品を有するもの）にあっては少なくとも40%以上）」と読み替えることができる。
- ⑩ 平成21年7月10日以前に製作された自動車のすれ違い用前照灯の点灯操作状態表示装置等については、令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.2.8.の規定にかかわらず、平成20年7月7日付け国土交通省告示第869号による改正前の基準4.2.8.の規定に適合するものであればよい。
- ⑪ 次に掲げる自動車の前照灯（配光可変型前照灯を除く。）については、令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.1.2.及び4.2.2.の規定にかかわらず、平成21年7月21日付け国土交通省告示第771号による改正前の基準4.1.2.及び4.2.2.の規定に適合するものであればよい。
 ア 平成26年9月30日以前に製作された自動車
 イ 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車若しくはその形状に類する自動車又は大型特殊自動車であって次に掲げるもの
 (ア) 平成26年9月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成26年10月1日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの
 (イ) 平成26年9月30日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた前照灯であって平成26年10月1日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車
- ⑫ 次に掲げる自動車の前照灯、前部霧灯、側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、

後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、後退灯又は方向指示器については、令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」3.7.1.、3.22.及び3.23.の規定にかかわらず、平成21年7月21日付け国土交通省告示第771号による改正前の基準3.7.1.、3.22.及び3.23.の規定に適合するものであればよい。

- ア 平成23年2月6日以前に製作された自動車
 - イ 平成23年2月6日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成23年2月7日以降に前照灯、前部霧灯、側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、後退灯又は方向指示器に係る性能について変更がないもの
 - ウ 平成23年2月6日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた前照灯、前部霧灯、側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、後退灯又は方向指示器であって平成23年2月7日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車
- ⑬ 平成23年2月7日以降の型式指定自動車以外の自動車の車室外乗降支援灯については、令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.25.の規定は適用しない。
- ⑭ 次に掲げる自動車の前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯及び補助制動灯については、令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」3.27.の規定、また、制動灯、補助制動灯又は方向指示器については、同別添3.7.1.2.2.の規定は適用しない。
- ア 平成18年1月1日から平成24年10月23日までに製作された自動車
 - イ 平成24年10月23日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成24年10月24日以降に前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯又は方向指示器に係る取付方法等について変更がないもの
 - ウ 平成24年10月23日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯又は方向指示器であって平成24年10月24日以降にその取付方法等について変更がないものを備えた自動車
- ⑮ 平成26年1月29日以前に製作された自動車については、令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.8.7.2.にかかわらず、平成23年国土交通省告示第73号による改正前の基準4.8.7.2.に適合するものであればよい。
- ⑯ 次に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに支持装置の取付装置の技術基準」4.2.7.5.及び4.2.7.7.の規定は適用しない。
- ア 令和2年4月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあつては、令和3年4月7日）以前に製作された自動車
 - イ 令和2年4月8日から令和3年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあつては、令和3年4月8日から令和5年10月7日）までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - (ア) 令和2年4月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあつては、令和3年4月7日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車
 - (イ) 令和2年4月8日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあつては、令和3年4月8日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和2年4月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあつては、令和3年4月7日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯の型式が同一であるもの
 - ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過しないものに限る。）の発行日が令和3年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員

11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあつては、令和5年10月7日)以前のもの

- ⑩ 次に掲げる自動車については、令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.6.7.4.の規定は適用せず、同別添4.8.1.の規定にかかわらず、平成30年2月9日付け国土交通省告示第147号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.8.1.に適合するものであればよい。

ア 平成31年2月9日以前に製作された自動車

イ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が平成31年2月9日以前のもの

(適用関係告示第29条第4項、第8項、第9項、第12項、第22項及び第24項、適用関係告示第30条第5項、第10項及び第16項、適用関係告示第31条第2項、第6項及び第11項、適用関係告示第31条の2第1項、適用関係告示第32条第4項、第7項、第9項及び第14項、適用関係告示第33条第3項、第6項及び第10項、適用関係告示第33条の2第1項、適用関係告示第34条第4項及び6項、適用関係告示第35条第6項、第10項及び第14項、適用関係告示第36条第3項、第4項及び第9項、適用関係告示第37条第5項、第9項、第11項及び第15項、適用関係告示第38条第5項、第8項及び第12項、適用関係告示第39条第5項、第8項及び第12項、適用関係告示第40条第2項、第5項及び第9項、適用関係告示第41条第7項、適用関係告示第41条の2第2項、第4項及び第7項、適用関係告示第41条の3第10項、適用関係告示第42条第5項、第10項、第12項及び第17項、適用関係告示第43条第3項、第7項及び第12項、適用関係告示第44条第5項から第8項、第11項及び第14項、適用関係告示第45条第8項、第15項、第17項、第22項及び第23項、適用関係告示第46条第3項、適用関係告示第47条第5項及び第9項、適用関係告示第48条第3項及び第4項関係)

- (2) 二輪自動車にあつては、UN R53-03の5.(5.17.を除く。)及び6.並びに細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.1.9.、5.3.、5.5.、5.6.、5.7.、5.11.、5.12.、5.14.、5.17.及び5.19.に定める基準とする。

この場合において、UN R53-03の6.1.1.2.、6.2.1.2.、6.3.2.、6.4.1.、6.4.3.、6.4.4.及び6.5.1.の規定にかかわらず、細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.1.3.2.、5.1.5.1.、5.8.1.、5.15.1.、5.15.3.、5.16.3.及び5.18.1.1.に適合するものであればよい。

ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。

- ① 次に掲げる自動車については、令和2年9月25日付け国土交通省告示第1021号による改正前の細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準。

ア 令和5年8月31日以前に製作された自動車

イ 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)

(適用関係告示第29条第25項、第30条第17項、第32条第17項、第35条第17項、第36条第10項、第37条第16項、第38条第13項、第41条第7項、第42条第18項、第43条第13項、第45条第24項、第47条第10項、第47条の2第3項関係)

- (3) 側車付二輪自動車にあつては、細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第29条第24項、第45条第23項関係)

- (4) 最高速度20km/h未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車以外の自動車に備える前照灯については、UN R149-00-S2の4.(4.5.1.、4.5.2.2.(b)及び4.12.を除く。)、5.1.(クラスB及びDに係るものに限る。)、5.2.及び5.3.に定める基準、UN R98-01-S9の5.、6.及び7.に定める基準又はUN R112-01-S8の5.、6.、7.及び8.に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える前照灯については、UN R149-00-S2の4.(4.5.1.、4.5.2.2.(b)及び4.12.を除く。)、5.1.、5.2.及び5.4.に定める基準、UN R98-01-S9の5.、6.及び7.に定める基準、UN R112-01-S8の5.、6.、7.及び8.に定める基準又はUN R113-02の5.、6.、及び7.に定める基準とする。

この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-00-S2 の 5.1.、5.2.、5.3.及び5.4.にかかわらず3.5.1.1.、UN R98-01-S9 の6.にかかわらず9.1.3.、UN R112-01-S8 の6.にかかわらず10.1.並びにUN R113-02 の6.にかかわらず9.1.1.に適合するものであればよい。

また、交換式光源の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつてはJIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。

ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。(適用関係告示第29条第24項関係)

① 次に掲げる自動車については、平成21年7月21日付け国土交通省告示第771号による改正前の細目告示別添50「前照灯の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第29条第8項関係)

ア 平成26年9月30日以前に製作された自動車

イ 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車若しくはその形状に類する自動車又は大型特殊自動車であつて次に掲げるもの

(ア) 平成26年9月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて平成26年10月1日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの

(イ) 平成26年9月30日以前に法第75条の3の規定に基づく装置の指定を受けた前照灯であつて平成26年10月1日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車

② 次に掲げる自動車については、「UN R98-01-S9」を「UN R98-00-S11」と、「UN R112-01-S8」を「UN R112-00-S10」と読み替えることができる。(適用関係告示第29条第11項関係)

ア 平成21年10月23日以前に製作された自動車

イ 平成21年10月23日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて平成21年10月24日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの

ウ 平成21年10月23日以前に法第75条の3の規定に基づく装置の指定を受けた前照灯であつて平成21年10月24日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車

③ 次に掲げる自動車については「UN R98-01-S9」を「UN R98-00-S12」と、「UN R112-01-S8」を「UN R112-00-S11」と読み替えることができる。(適用関係告示第29条第14項関係)

ア 平成22年8月18日以前に製作された自動車

イ 平成22年8月18日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて平成22年8月19日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの

ウ 平成22年8月18日以前に法第75条の3の規定に基づく装置の指定を受けた前照灯であつて平成22年8月19日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車

④ 次に掲げる自動車については「UN R98-01-S9」を「UN R98-00-S13」と、「UN R112-01-S8」を「UN R112-00-S12」と読み替えることができる。(適用関係告示第29条第16項関係)

ア 平成27年12月8日以前に製作された自動車

イ 平成27年12月8日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて平成27年12月9日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの

ウ 平成27年12月8日以前に法第75条の3の規定に基づく装置の指定を受けた前照灯であつて平成27年12月9日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車

⑤ 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車については「UN R113-02」を「UN R113-00-S10」と読み替えることができる。(適用関係告示第29条第20項関係)

ア 平成27年7月25日以前に製作された自動車

イ 平成27年7月25日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて平成27年7月26日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの

ウ 平成27年7月25日以前に法第75条の3の規定に基づく装置の指定を受けた前照灯であつて平成27年7月26日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車

⑥ 令和2年9月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成27年6月15日付け国土交通省告示第723号による改正前の細目告示第42条第2項、第6項及び第8項の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第21項関係)

6-66 すれ違い用前照灯

7-66の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) 6-65 (1) に同じ。

- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 6-65 (4) に同じ。

6-67 配光可変型前照灯

7-67 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。

6-68 前照灯照射方向調節装置

7-68 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。

6-69 前照灯洗浄器

7-69 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 細目告示別添 55「前照灯洗浄器の技術基準」に定める基準。

ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。

- ① 次に掲げる自動車については、細目告示別添 55「前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準」

4.1. 中、「同規則改訂版補足第 6 改訂版」を「同規則第 123 号」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 15 項関係)

ア 平成 22 年 8 月 18 日以前に製作された自動車

イ 平成 22 年 8 月 18 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成 22 年 8 月 19 日以降に前照灯及び前部霧灯に係る性能について変更がないもの

ウ 平成 22 年 8 月 18 日以前に法第 75 条の 3 の規定によりその型式について指定を受けた前照灯及び前部霧灯であつて、平成 22 年 8 月 19 日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車

- ② 次に掲げる自動車については、細目告示別添 55「前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準」

4.1. 中、「同規則改訂版補足第 6 改訂版」を「同規則第 123 号第 4 改訂版」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 15 項関係)

ア 平成 27 年 12 月 8 日以前に製作された自動車

イ 平成 27 年 12 月 8 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成 27 年 12 月 9 日以降に前照灯及び前部霧灯に係る性能について変更がないもの

ウ 平成 27 年 12 月 8 日以前に法第 75 条の 3 の規定によりその型式について指定を受けた前照灯及び前部霧灯であつて、平成 27 年 12 月 9 日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車

- (2) 細目告示別添 56「前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準」に定める基準

6-70 前部霧灯

7-70 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 自動車に備える前部霧灯については、UN R149-00-S2 の 4. (4.5.1.、4.5.2.1. 及び 4.5.2.2. (b) を除く。) 及び 5.5. 又は UN R19-04-S10 の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準。

この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-00-S2 の 5.5. にかかわらず 3.5.1.1. 及び UN R19-04-S10 の 6. にかかわらず 10.3.5. に適合するものであればよい。

また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。

ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。(適用関係告示第30条第16項関係)

- ① 平成21年7月10日以前に製作された自動車については、平成20年7月7日付け国土交通省告示第869号による改正前の細目告示別添57「前部霧灯の技術基準」に定める基準。

この場合において、細目告示別添57「前部霧灯の技術基準」4.9.の前段規定中「スクリーン(別紙1参照)上の配光特性は表2の要件を満たすものとする。」とあるのは「スクリーン(別紙1参照)上の配光特性は表2の要件を満たすものとし、最小照度については表2の配光表の最小照度の80%値、最大照度については表2の配光表の最大照度の120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。(適用関係告示第30条第6項関係)

- ② 次に掲げる自動車については、UN R19-02-S13の5.(5.3.は除く。)、6.、7.及び8.に定める基準。(適用関係告示第30条第7項関係)

ア 平成25年7月10日以前に製作された自動車

イ 平成25年7月10日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車であって、平成25年7月11日以降に前部霧灯に係る性能について変更がないもの

ウ 平成25年7月10日以前に法第75条の3の規定によりその「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置」の型式について指定を受けた自動車であって、平成25年7月11日以降に前部霧灯に係る性能について変更がないもの

エ イ～ウまでに掲げる自動車と前部霧灯に係る性能について変更がないもの

- ③ 次に掲げる自動車については、「UN R19-04-S10」を「UN R19-03-S1」と読み替えることができる。(適用関係告示第30条第13項関係)

ア 平成22年8月18日以前に製作された自動車

イ 平成22年8月18日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成22年8月19日以降に前部霧灯に係る性能について変更がないもの

ウ 平成22年8月18日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた前部霧灯であって平成22年8月18日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車

- ④ 次に掲げる自動車については「UN R19-04-S10」を「UN R19-03-S2」と読み替えることができる。(適用関係告示第29条第14項関係)

ア 平成27年12月8日以前に製作された自動車

イ 平成27年12月8日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成27年12月9日以降に前部霧灯に係る性能について変更がないもの

ウ 平成27年12月8日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた前部霧灯であって平成27年12月9日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車

6-71 前部霧灯照射方向調節装置

7-71の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65(1)に同じ。

6-72 側方照射灯

7-72の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65(1)に同じ。

- (2) 6-65(2)に同じ。

- (3) 6-65(3)に同じ。

- (4) 自動車に備える側方照射灯については、UN R149-00-S2の4.(4.5.1.、4.5.2.1.及び4.5.2.2.(b)を除く。)及び5.6.又はUN R119-01-S6の5.(5.4.1.を除く。)、6.、7.及び8.に定める基準。

この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-00-S2の5.6.にかかわらず3.5.1.1.及びUN R119-01-S6の6.にかかわらず9.1.1.に適合するものであればよい。

また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。

ただし、次の規定に適合するもの(7-72-6が適用されるものを除く。)については、この限りでない。(適用関係告示第31条第11項関係)

- ① 平成 18 年 1 月 1 日から平成 21 年 7 月 10 日までに製作された自動車については、UN R119-01-S6 の 5. 4. の規定は、適用しない。(適用関係告示第 31 条第 4 項関係)
- ② 平成 17 年 4 月 6 日から平成 21 年 10 月 14 日までに製作された自動車については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2. 13. 及び UN R119-01-S6 の 5. 3. の規定にかかわらず、平成 20 年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 1217 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2. 13. 及び細目告示別添 102「側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関する技術基準」3. 2. の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 31 条第 5 項関係)
- ③ 次に掲げる自動車については UN R119-01-S6 の 6. 3. 及び 7. 1. の規定にかかわらず、平成 23 年 6 月 23 日付け国土交通省告示第 670 号による改正前の細目告示別添 102「側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関する技術基準」4. 1. 及び 5. 3. の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 31 条第 9 項関係)
 - ア 平成 28 年 6 月 22 日以前に製作された自動車
 - イ 平成 28 年 6 月 22 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成 28 年 6 月 23 日以降に側方照射灯に係る性能について変更のないもの
 - ウ 平成 28 年 6 月 22 日以前に法第 75 条の 3 の規定に基づく装置の指定を受けた側方照射灯であって、平成 28 年 6 月 23 日以降にその性能について変更のないものを備えた自動車

6-73 低速走行時側方照射灯

7-73 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 自動車に備える低速走行時側方照射灯については、UN R148-00-S2 の 4. (4. 3. 1. 1.、4. 3. 1. 2.、4. 3. 1. 4. 及び 4. 3. 2. 4. を除く。) 及び 5. 10. 又は UN R23-00-S22 の 5.、6. 2.、7. 及び 8. に定める基準。

この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-00-S2 の 5. 10. にかかわらず 3. 5. 1. 1. 及び UN R23-00-S22 の 6. 2. にかかわらず 9. 1. 1. に適合するものであればよい。

また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 31 条の 2 第 1 項関係)

6-74 車幅灯

7-74 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯については、UN R148-00-S2 の 4. (4. 3. 1. 1.、4. 3. 1. 2.、4. 3. 1. 4. 及び 4. 3. 2. 4. を除く。) 及び 5. 1. (種別 A に係るものに限る。) 又は細目告示別添 58「車幅灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯については、UN R148-00-S2 の 4. (4. 3. 1. 1.、4. 3. 1. 2.、4. 3. 1. 4. 及び 4. 3. 2. 4. を除く。) 及び 5. 1. (種別 A 及び MA に係るものに限る。) 又は UN R50-00-S20 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。

この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00-S2 の 5. 1. にかかわらず 3. 5. 1. 1. 及び UN R50-00-S20 の 7. にかかわらず 10. 1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 58「車幅灯の技術基準」4. 1. 1. 1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 1 の配光表の最小光度要件の 80% 値、最大光度については表 1 の配光表の最大光度要件の 120% 値まであればよい。」と、4. 1. 2. 1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 2 の配光表の最小光度要件の 80% 値、最大光度については表 2 の配光表の最大光度要件の 120% 値まであればよい。」と読み替えるものとする。

また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。

ただし、令和 2 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 58「車幅灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 32 条第 13 項、第 14 項関係)

6-75 前部上側端灯

7-75 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部上側端灯については、UN R148-00-S2 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.1. (種別 AM に係るものに限る。)又は細目告示別添 59「前部上側端灯の技術基準」に定める基準。

この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00-S2 の 5.1.にかかわらず 3.5.1.1.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 59「前部上側端灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該前部上側端灯の最小光度については表 1 の配光表の最小光度要件の 80%値、最大光度については表 1 の配光表の最大光度要件の 120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。

また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 33 条第 10 項関係)

6-76 昼間走行灯

7-76 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 二輪自動車にあつては、UN R53-03 の 5. (5.17.を除く。)及び6.に定める基準とする。
- (3) 自動車に備える昼間走行灯については、UN R148-00-S2 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.4.又はUN R87-00-S20 (6.、7.、8.、9.、10.及び11.に限る。)に定める基準。

この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-00-S2 の 5.4.にかかわらず 3.5.1.1.及び UN R87-00-S20 の 7.にかかわらず 13.1.1.に適合するものであればよい。

また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 33 条の 2 第 1 項関係)

6-77 前部反射器

7-77 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 自動車に備える前部反射器については、UN R150-00-S2 の 3.3.4.2.1.、4.及び5.1.又は細目告示別添 60「前部反射器の技術基準」に定める基準。

この場合において、反射器の光度係数は、UN R150-00-S2 の 5.1.にかかわらず 3.5.1.1.に適合するものであればよいものとし、細目告示別添 60「前部反射器の技術基準」別紙 5 の 3.1.の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80%以上の値であること。」と、同別添別紙 3.2.の規定中「基準軸 ($V=H=0^\circ$) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸 ($V=H=0^\circ$) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値の 80%以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。

6-78 側方灯

7-78 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方灯については、UN R148-00-S2 の 4. (4. 3. 1. 1.、4. 3. 1. 2.、4. 3. 1. 4. 及び 4. 3. 2. 4. を除く。) 及び 5. 7. 又は細目告示別添 61 「側方灯の技術基準」に定める基準。

この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00-S2 の 5. 7. にかかわらず 3. 5. 1. 1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 61 「側方灯の技術基準」4. 1. の規定中「適合するものでなければならない。」とあるのは「適合するものでなければならない。ただし、側方灯の最小光度については 4. 1. 1. で定める最小光度要件の 80% 値、最大光度については 4. 1. 2. で定める最大光度要件の 120% 値までであればよい。」と読み替えるものとする。

また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。

ただし、平成 19 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、細目告示別添 61 「側方灯の技術基準」4. 1. の規定は平成 17 年 11 月 9 日付け国土交通省告示第 1337 号による改正前の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 35 条第 7 項、第 14 項関係)

6-79 側方反射器

7-79 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 自動車に備える側方反射器については、UN R150-00-S2 の 3. 3. 4. 2. 1.、4. 及び 5. 1. 又は細目告示別添 62 「側方反射器の技術基準」に定める基準。

この場合において、反射器の光度係数は、UN R150-00-S2 の 5. 1. にかかわらず 3. 5. 1. 1. に適合するものであればよいものとし、細目告示別添 62 「側方反射器の技術基準」別紙 5 の 3. 1. の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80% 以上の値であること。」と、同別添 3. 2. の規定中「基準軸 ($V=H=0^\circ$) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸 ($V=H=0^\circ$) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の 80% 以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。

6-80 番号灯

7-80 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。

この場合において、光度特性に関し、UN R148-00-S2 の 5. 11. にかかわらず 3. 5. 1. 1.、UN R4-00-S19 の 5.、6. 及び 9. にかかわらず 10. 1. 1. 並びに UN R50-00-S20 の 7. にかかわらず 10. 1. に適合するものであればよい。

また、交換式光源に関し、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。

ただし、令和 2 年 9 月 14 日以前に製作された自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 63 「番号灯の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。

なお、施行規則第 11 条第 3 項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標であつて、その機能が正常であるものにあつては、この限りでない。(細目告示第 49 条第 1 項関係、適用関係告示第 36 条第 8 項、第 9 項関係)

- ① 普通自動車であって、車両総重量が8t以上のもの、最大積載量が5t以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに備える番号灯については、UN R148-00-S2の4.(4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.11.(クラス2bに係るものに限る。)又はUN R4-00-S19の5.、6.、7.、8.及び9.(クラス2bに係るものに限る。)に定める基準
- ② 自動車(①及び③に掲げるもの並びに最高速度20km/h未滿の軽自動車を除く。)に備える番号灯については、UN R148-00-S2の4.(4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.11.(クラス2aに係るものに限る。)又はUN R4-00-S19の5.、6.、7.、8.及び9.(クラス2aに係るものに限る。)に定める基準
- ③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯については、UN R148-00-S2の4.(4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.11.(クラス2に係るものに限る。)又はUN R50-00-S20の6.、7.、8.及び9.(クラス2に係るものに限る。)に定める基準

6-81 尾灯

7-81の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65(1)に同じ。
- (2) 6-65(2)に同じ。
- (3) 6-65(3)に同じ。
- (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯については、UN R148-00-S2の4.(4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.2.(種別R1及びR2に係るものに限る。)又は細目告示別添64「尾灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える尾灯については、UN R148-00-S2の4.(4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.2.(種別R1、R2及びMRに係るものに限る。)又はUN R50-00-S20の6.、7.、8.及び9.に定める基準。

この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00-S2の5.2.にかかわらず3.5.1.1.、UN R50-00-S20の7.にかかわらず10.1.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添64「尾灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の120%値までとする。」と読み替えるものとする。

また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつてはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。

ただし、令和2年9月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成27年6月15日付け国土交通省告示第723号による改正前の細目告示別添64「尾灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第37条第14項、第15項関係)

6-82 後部霧灯

7-82の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65(1)に同じ。
- (2) 6-65(2)に同じ。
- (3) 6-65(3)に同じ。
- (4) 自動車に備える後部霧灯については、UN R148-00-S2の4.(4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.9.又は細目告示別添65「後部霧灯の技術基準」に定める基準。

この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00-S2の5.9.にかかわらず3.5.1.1.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添65「後部霧灯の技術基準」4.1.の規定中「であること。」とあるのは「であること。ただし、当該後部霧灯の最小光度については4.2.及び別紙に示す最小光度値の80%値、最大光度については4.3.に示す最大光度値の120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。

また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつてはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第38条第12項関係)

6-83 駐車灯

7-83 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える駐車灯については、UN R148-00-S2 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.3. 又は細目告示別添 66 「駐車灯の技術基準」 に定める基準。

この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00-S2 の 5.3. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 66 「駐車灯の技術基準」 4.1. の規定中「適合しなければならない。」とあるのは「適合しなければならない。ただし、駐車灯の最小光度については 4.1.1. 及び 4.1.2. で定める最小光度要件の 80% 値、最大光度については 4.1.1. 及び 4.1.2. で定める最大光度要件の 120% 値までであればよい。」と読み替えるものとする。

また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 39 条第 12 項関係)

6-84 後部上側端灯

7-84 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部上側端灯については、UN R148-00-S2 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.2. (種別 RM1 及び RM2 に係るものに限る。) 又は細目告示別添 67 「後部上側端灯の技術基準」 に定める基準。

この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00-S2 の 5.2. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 67 「後部上側端灯の技術基準」 4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該後部上側端灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。

また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 40 条第 9 項関係)

6-85 後部反射器

7-85 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 自動車に備える後部反射器については、UN R150-00-S2 の 3.3.4.2.1.、4. 及び 5.1. 又は細目告示別添 68 「後部反射器の技術基準」 に定める基準。

この場合において、反射器の光度係数は、UN R150-00-S2 の 5.1. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいものとし、細目告示別添 68 「後部反射器の技術基準」 別紙 5 の 3.1. の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80% 以上であること。」と、同別添 3.2. の規定中「基準軸 ($V=H=0^\circ$) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値以上でなければならない。」とあるのは「基準軸 ($V=H=0^\circ$) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の 80% 以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。

6-86 大型後部反射器

7-86 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 自動車に備える大型後部反射器については、UN R150-00-S2 の 4.1.1. から 4.1.4.、5.6. 及び 5.7. 又は UN R70-01-S10 の 6. 及び 7. に定める基準。

ただし、平成 23 年 8 月 31 日以前に製作された自動車については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.19. 及び細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.14. 並びに UN R70-01-S5 又は UN R70-01-S6 の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、平成 19 年 1 月 30 日付け国土交通省告示第 89 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.19. 及び細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.14. 並びに細目告示別添 69「大型後部反射器の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 41 条の 2 第 1 項)

また、次に掲げる自動車については、「UN R70-01-S10」を「UN R70-01-S6」と読み替えることができる。(適用関係告示第 41 条の 2 第 6 項、第 7 項関係)

- ① 平成 21 年 10 月 23 日以前に製作された自動車
- ② 平成 21 年 10 月 23 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成 21 年 10 月 24 日以降に大型後部反射器に係る性能について変更がないもの
- ③ 平成 21 年 10 月 23 日以前に法第 75 条の 3 の規定によりその型式について指定を受けた大型後部反射器であって平成 21 年 10 月 24 日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車

6-87 再帰反射材

7-87 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 細目告示別添 105「再帰反射材の技術基準」に定める基準(細目告示第 55 条の 2 関係)

6-88 制動灯

7-88 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える制動灯については、UN R148-00-S2 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.5. (種別 S1 及び S2 に係るものに限る。) 又は細目告示別添 70「制動灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える制動灯については、UN R148-00-S2 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.5. (種別 S1、S2 及び MS に係るものに限る。) 又は UN R50-00-S20 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。

この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00-S2 の 5.5. にかかわらず 3.5.1.1. 及び UN R50-00-S20 の 7. にかかわらず 10.1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 70「制動灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120%値までとする。」と読み替えるものとする。

また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。

ただし、令和 2 年 9 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 70「制動灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 42 条第 16 項、第 17 項関係)

6-89 補助制動灯

7-89 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 側車付二輪自動車以外の自動車に備える補助制動灯については、UN R148-00-S2 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.5. (種別 S3 及び S4 に係るものに限る。)又は細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」に定める基準。

この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00-S2 の 5.5.にかかわらず 3.5.1.1.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該補助制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120%値までとする。」と読み替えるものとする。

また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 43 条第 12 項関係)

6-90 後退灯

7-90 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 自動車に備える後退灯については、UN R148-00-S2 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.8.又は令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 72「後退灯の技術基準」に定める基準。

この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00-S2 の 5.8.にかかわらず 3.5.1.1.に適合するものであればよいこととし、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 72「後退灯の技術基準」4.1.の規定中「適合するものであること。」とあるのは「適合するものであること。ただし、当該後退灯の最小光度については 4.4.及び別紙 1 の 2.に示す最小光度値の 80%値、最大光度については 4.3.に示す最大光度値の 120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。

また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 44 条第 14 項関係)

6-91 方向指示器

7-91 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。
- (4) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。

この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-00-S2 の 5.6.にかかわらず 3.5.1.1.、UN R6-01-S29 の 6.にかかわらず 10.1.1.並びに UN R50-00-S20 の 7.にかかわらず 10.1.に適合するものであればよい。

また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。

ただし、令和 2 年 9 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面又は後面に備える方向指示器以外の方向指示器にあっては、この限りでない。(適用関係告示第 45 条第 21 項、第 23 項関係)

- ① 自動車 (②及び③に掲げるもの並びに三輪自動車を除く。)に備える方向指示器については、UN R148-00-S2 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.6. (種別 1、1a、1b、

2a、2b、5及び6に係るものに限る。)又はUN R6-01-S29の5、6、7及び8に定める基準

- ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面及び後面に備える方向指示器については、UN R148-00-S2の4.(4.3.1.1、4.3.1.2、4.3.1.4及び4.3.2.4を除く。)及び5.6.(種別1、1a、1b、2a、2b、11、11a、11b、11c及び12に係るものに限る。)、UN R6-01-S29の5、6、7及び8.又はUN R50-00-S20の6、7、8.及び9.に定める基準
- ③ 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車(セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。)の両側面の中央部に備える方向指示器にあつては細目告示別添73「方向指示器の技術基準」に定める基準

6-92 補助方向指示器

7-92の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。

6-93 非常点滅表示灯

7-93の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。

6-94 緊急制動表示灯

7-94の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。
- (3) 6-65 (3) に同じ。

6-95 後面衝突警告表示灯

7-95の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 6-65 (1) に同じ。

6-96 その他の灯火等の制限

7-96の規定によるほか、自動車(大型特殊自動車を除く。)に備える車室外乗降支援灯については、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、量産型超小型モビリティに備える6-35(1)の車体表示は、7-96-1(7)の基準に適合するものとする。

- (1) 6-65 (1) に同じ。
- (2) 6-65 (2) に同じ。

6-97 警音器

7-97の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 自動車に備える警報音発生装置については、UN R28-00-S5の6.に定める基準。

ただし、大型特殊自動車にあつては、細目告示別添74「警音器の警報音発生装置の技術基準」に定める基準とする。

- (2) 自動車に備える警音器については、UN R28-00-S5の14.に定める基準。

ただし、大型特殊自動車にあつては、細目告示別添 75「警音器の技術基準」に定める基準とする。

6-98 非常信号用具

7-98 の規定を適用する。

6-99 警告反射板

7-99 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 細目告示別添 76「警告反射板の技術基準」に定める基準

6-100 停止表示器材

7-100 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 自動車に備える停止表示器材については、UN R150-00-S2 の 4. 及び 5. 9. 又は UN R27-04-S1 の 6.、7. 及び 8. に定める基準。(適用関係告示第 50 条第 3 項関係)
- (2) 平成 17 年 3 月 31 日以前に製作された停止表示器材(平成 12 年 3 月 31 日以降に法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた停止表示器材を除く。)については、技術基準通達別添 66 の 2「停止表示器材の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 50 条第 1 項関係)
- (3) 平成 29 年 10 月 8 日以前に製作された停止表示器材及び平成 29 年 10 月 9 日以降に製作されたもののうち平成 29 年 10 月 8 日以前に指定を受けたものについては、平成 26 年 10 月 9 日付け国土交通省告示第 975 号による改正前の細目告示別添 77「停止表示器材の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 50 条第 2 項関係)

6-101 盗難発生警報装置

7-101 の規定を適用する。

6-102 車線逸脱警報装置

7-102 の規定を適用する。

6-103 車両接近通報装置

7-103 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 自動車に備える車両接近通報装置については、UN R138-01-S2 の 6. に定める基準

6-104 事故自動緊急通報装置

7-104 の規定を適用する。

6-105 側方衝突警報装置

7-105 の規定を適用する。

6-106 後写鏡

7-106 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 細目告示別添 79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」に定める基準
- (2) 次に掲げる自動車はそれぞれに掲げる基準
 - ① 7-106-1 のただし書の自動車に備える後方等確認装置は、次に掲げる基準。
 - ア 運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、UN R46-04-S8 の 6. 2.、6. 3. (6. 3. 1. 1. 中記号取付に係る部分を除く。) 及び 16. (16. 1. 1.、16. 1. 5. から 16. 1. 6. まで及び 16. 2. 3. を除く。) に定める基準
 - イ 取付位置、取付方法等に関し UN R46-04-S8 の 15.、16. 1. 1.、16. 1. 5. から 16. 1. 6. まで及び 16. 2. 3. に定める基準
 - ② 7-106-2-1 (1) の自動車(大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)に備える後写

鏡にあつては次に掲げる基準

ア 運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、UN R46-04-S8 の 6.1. (6.1.1.2. (a)、6.1.1.3. 及び 6.1.1.5. (専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満の自動車にあつては、6.1.1.3. 及び 6.1.1.5. に限る。)) は除く。) 及び 6.3. (6.3.1.1. 中記号取付に係る部分を除く。) に定める基準。

この場合において、UN R46-04-S8 の 6.1.2.2.4.2. の規定中「1200mm」とあるのは「600mm」と、6.3.1.1. の規定中「2m 以上」とあるのは「1.8m 超」と読み替えるものとする。

イ 取付位置、取付方法等に関し、UN R46-04-S8 の 15. に定める基準。

ただし、次に掲げる補正を行うことができる。

(ア) UN R46-04-S8 の 12.1. に定める基準アイポイントは、別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」2.2. とすることができ、同別添 4.3. のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。

(イ) UN R46-04-S8 の 15.2.4.1. から 15.2.4.6. までの規定にかかわらず、当該規定に規定する視界範囲を、直接、後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。

(ウ) UN R46-04-S8 の 15.2.4.4. の規定にかかわらず、同規則 15.2.4.2. 中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲を後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。

(エ) UN R46-04-S8 の 15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. の規定にかかわらず、別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」4.2. で定める視界範囲を確認できる後写鏡を備える自動車（貨物の運送の用に供する自動車で車両総重量が 7.5t を超えるものに限る。）は同規定の要件に適合するものとみなす。

(オ) UN R46-04-S8 (15.2.1. (15.2.1.2. を除く。)) を除く。) の規定にかかわらず、同規則 2.1.1.3. に定める鏡であつて次のいずれかに該当するものを備える自動車は、同規定の要件に適合するものとみなす。

- ・ UN R46-04-S8 の 6.3.2. に適合するもの
- ・ 自動車の最外側から突出していないもの
- ・ 地上面からの高さが 1.8m を超える位置に備えられているもの

(3) 細目告示別添 82「二輪自動車等の後写鏡の技術基準」及び細目告示別添 83「二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準」に定める基準

6-107 直前及び側方の視界

7-107 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) 細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」に定める基準。

この場合において、車両総重量が 7.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車であつて、UN R46-04-S5 の 15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. に定める要件を満たすものは、この基準に適合するものとみなす。

6-108 欠番

6-109 窓ふき器等

7-109 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) 細目告示別添 84「乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置の技術基準」に定める基準

(2) 細目告示別添 85「バス及びトラックの洗浄液噴射装置の技術基準」に定める基準

(3) 細目告示別添 86「デフロスタの技術基準」に定める基準

6-110 速度計等

7-110 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) 細目告示別添 88「速度計の技術基準」に定める基準

(2) 自動車に備える走行距離計については、UN R39-01-S1 の 5.5. に定める基準

6-111 消火器

7-111 の規定を適用する。

6-112 内圧容器及びその附属装置

7-112 の規定を適用する。

6-113 自動運行装置

7-113 の規定を適用する。

6-114 運行記録計

7-114 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 細目告示別添 89「運行記録計の技術基準」に定める基準

6-115 速度表示装置

7-115 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 細目告示別添 90「速度表示装置の技術基準」に定める基準

6-116 緊急自動車

7-116 の規定を適用する。

6-117 道路維持作業用自動車

7-117 の規定を適用する。

6-118 自主防犯活動用自動車

7-118 の規定を適用する。

6-119 旅客自動車運送事業用自動車

7-119 の規定を適用する。

6-120 ガス運送容器を備える自動車等

7-120 の規定を適用する。

6-121 火薬類を運送する自動車

7-121 の規定を適用する。

6-122 危険物を運送する自動車

7-122 の規定を適用する。

6-123 乗車定員

7-123 の規定を適用する。

6-124 最大積載量

7-124 の規定を適用する。

6-125 臨時乗車定員

7-125 の規定を適用する。